

港北区公告第 144 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年 8月 8日

横浜市港北区長 古石 正史

送達を受けるべき者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	菊村 昭彦
送達する書類名	差押解除通知書・差押調書（謄本）	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

